

業務用端末機器賃貸借契約書（案）

賃借人 地方職員共済組合茨城県支部（以下「甲」という。）、一般財団法人茨城県職員互助会（以下「乙」という。）と賃貸人（以下「丙」という。）とは、次のとおり端末機器の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 丙は、その所有する別記1記載の機器（以下「賃借機器」という。）を甲及び乙に賃貸し、甲及び乙は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第2条 賃借機器の設置場所は、茨城県総務部総務事務センター内（茨城県開発公社ビル7階）とする。

2 甲及び乙は、丙の了解を得たうえで、甲及び乙の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（賃借機器の引渡し及び検査）

第4条 賃借機器の引渡しは、甲及び乙がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、その結果合格と認めた場合は、丙に対して通知するものとする。

2 前項の検査において、賃借機器の瑕疵があった場合、甲又は乙は丙に直ちにその旨を連絡し、丙の負担において、甲又は乙が指定する期間内に、甲及び乙の承認した方法で代替品と交換させることができる。

（賃借料）

第5条 賃借機器の賃借料は、月額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の賃借料は、甲が 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）、乙が 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 円）を分担する。ただし、契約期間に1月未満の端数が生じた場合は、当該期間の属する月の分の賃借料の月額は、第1項の月額に当該月の日数に対する甲又は乙が賃借機器を使用した日数の占める割合（その割合に小数点第3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前項ただし書きの規定は、丙の責めに帰すべき事由により甲又は乙が賃借機器を使用できなかった期間がある場合に準用する。

（賃借料の支払）

第6条 丙は、月ごとに前条の月額の賃借料の支払いを、当該期間の経過後に書面により請求し、

甲及び乙は、丙の請求に基づいて、請求書を受領した日から30日以内に丙に支払わなければならない。

- 2 丙は、甲又は乙の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲又は乙に対して、遅延日数に応じ、賃借料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第7条 丙は、甲の通知した期日までに第3条の契約期間に係る賃借料の総額の100分の10の契約保証金を甲に納付するものとする。

- 2 甲は、丙が納付した契約保証金について、検査確認完了後、直ちに、これを還付するものとする。
- 3 丙が、丙の責めに帰すべき事由により本契約を履行しなかった場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（賃借機器の管理）

第8条 甲及び乙は、賃借機器を本来の用法により使用し、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

（賃借機器の保守）

第9条 丙は、賃借機器が当初の機能を保つよう、自己の負担において保守を行うものとする。ただし、甲又は乙の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じた場合に要する費用は、甲又は乙の負担とする。

- 2 前項の保守の内容は、別記2記載のとおりとする。
- 3 丙は、第1項の規定による保守を保守会社に委託することができるものとする。
- 4 丙は、前項の規定による委託を行う場合は、当該委託の理由、委託の内容、委託先、委託先が取り扱う情報、委託先に対する監督の方法等について、あらかじめ甲及び乙に承認を得るものとする。
- 5 丙は、第3項の規定により委託を受けた保守会社に第19条及び第20条の規定を遵守させなければならない。

（契約不適合責任）

第10条 賃借機器にこの契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、甲及び乙は、直ちに、書面により丙に通知するものとする。

- 2 丙は、前項の通知を受けたときは、直ちに、丙の責任において、賃借機器を正常に使用できるように修繕若しくは修復し、又は代替品と交換するものとする。
- 3 前項の規定による修繕若しくは修復又は交換に要する一切の費用は、丙の負担とする。
- 4 賃借機器に重大な契約不適合があり、その修繕又は修復が困難な場合は、甲及び乙は、丙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。
- 5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲又は乙に損害が生じたときは、甲又は乙は、丙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(賃借機器の滅失等)

第11条 賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故により、丙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、甲及び乙は、丙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による契約の解除により丙に損害が生じたときは、丙は、甲又は乙にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失、損傷等が甲又は乙の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(賃借機器の現状変更)

第12条 甲及び乙は、賃借機器について次の行為をするときは、あらかじめ、文書により丙の承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと丙が認めたものについては、この限りでない。

- (1) 装置、部品、付属品等を賃借機器に取り付け、賃借機器から取り外し、又は取り替えること。
- (2) 賃借機器を改造すること。

(保険)

第13条 丙は、契約期間中、継続して賃借機器に動産総合保険を付するものとする。

- 2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて丙の負担とする。
- 3 賃借機器にかかる保険事故が発生したときは、甲又は乙は直ちにその旨を丙に通知するとともに、保険金受取りに必要な書類を遅滞なく丙に提出する。

(損害賠償)

第14条 丙は、甲又は乙が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲又は乙に対しその賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙丙協議して定めるものとする。この場合において、前条の動産総合保険で補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。
- 3 この契約の履行に関し、丙の責めに帰すべき理由により甲、乙又は第三者に損害が生じたときは、丙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第15条 甲及び乙は、賃借機器を第三者に譲渡又は転貸することはもとより、担保権を設定する等その所有権を侵害することをしてはならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第16条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲及び乙は、翌年度以降の予算において減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。また、甲、乙及び丙は、正当な理由なくして本契約の条項に違反した場合に、書面を持って催告し、本契約を解除することができる。

- 2 本契約が前項の規定により解除された場合、甲及び乙は速やかに賃借機器を丙に返還するものとする。なお、返還に伴う費用は、解除された相手方の負担とする。
- 3 前2項の損害賠償については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(賃借機器の返還等)

第18条 甲及び乙は、賃借機器を返還するときは、甲又は乙の費用をもって付加財産を取り払い、賃借機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙丙協議のうえ、現状のまま返還することができる。

2 本契約の終了に伴い生じた賃借機器の運送の経費その他の賃借機器の返還に要する経費は、丙の負担とする。

3 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は、丙に賃借機器を返還するものとし、これに要する費用は、契約解除に至った責めを負う者が負担するものとする。

4 賃借機器の返還に際し、丙は、記憶装置内の一切の情報を消去しなければならない。この場合において、丙は、情報を消去した後、データ消去証明書を甲及び乙に提出しなければならない。ただし、記憶装置を物理的に破壊して復元不可能な状態にした場合は、処分完了を証明する書類（実施日時、処分方法、該当機器のシリアルナンバーを含む。）を甲及び乙に提出しなければならない。

5 丙は、前項の規定による記憶装置内の情報の消去及び記憶装置の物理的な破壊を他者に委託することができる。

6 丙は、前項により委託を行う場合は、当該委託の内容及び委託先等をあらかじめ甲及び乙に届け出るものとする。

7 丙は、第5項の規定により委託を受けた者に第19条及び第20条の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持)

第19条 丙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 丙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、関係規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるほか、別記3記載の個人情報の取扱いに関する特則を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第21条 丙は、本契約締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下「暴力団員等」と総称する。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、丙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に反する事実が判明したときは、丙に対する通知により、丙との間のすべての契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき丙に損害が生じた場合でも、丙は、甲及び乙に対し賠償請求その他何ら請求もしない。甲及び乙に損害が生じた場合には、丙がその一切の責任を負うものとする。

5 第1項又は第2項に違反する事実が判明したときは、丙は、速やかにその旨を書面で甲及び乙に通知する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関し甲、乙又は丙が訴訟等を提起するときは、甲及び乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 所在地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 地方職員共済組合茨城県支部
氏 名 支部長 大井川 和彦

乙 所在地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 一般財団法人茨城県職員互助会
氏 名 理事長 山口 裕之

丙 所在地
名 称
氏 名

別記 1

1. 契約の名称
業務用端末機器賃貸借契約
2. 賃借機器及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ 10 台
デスクトップ型パーソナルコンピュータ 1 式
プリンター 1 式
詳細については別紙「仕様書 1 ～ 3 」のとおり（環境設定作業を含む）
3. 賃借機器の特質等
別紙「仕様書 1 ～ 3 」のとおり
4. 契約期間
令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 12 年 9 月 30 日まで （60 か月）
5. 設置場所
〒310－0852
茨城県水戸市笠原町 978 番 25
茨城県開発公社ビル 7 階 茨城県総務部総務事務センター内
地方職員共済組合茨城県支部
一般財団法人茨城県職員互助会

別記 2

保守の内容

- 1 障害発生時の保守は、アフターサービス・メンテナンス体制のとおり迅速に対応するものとし、原則として、連絡した当日又は翌営業日に対応するものとする。
- 2 部品交換等の供給が必要となった場合及び故障が発生した場合は、迅速に、必要な交換、補充、補修等を行うこと。
- 3 保守の作業を行ったときは、その内容を書面にて報告すること。
- 4 賃借人が賃借機器を適正に管理できるよう、必要な助言等を行うこと。

別記3

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、本業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像若しくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人（以下各条において「情報主体」という。）を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。

(丙の責務)

第2条 この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

(責任者の選任)

- 第3条 丙は、個人情報を取り扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲及び乙に届け出る。
- 2 丙は、個人情報を取り扱う場合において、特定の者を指定して取り扱わせるとともに、その指定した者を甲及び乙に届け出る。
 - 3 丙は、第1項により選任された責任者又は前項により指定された者に変更がある場合は、直ちに甲及び乙に届け出る。

(個人情報の収集)

第4条 丙は、本業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従い、適切かつ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

- 第5条 丙は、個人情報の開示又は提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲及び乙の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む。）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
- 2 丙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
 - 3 丙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示又は提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第6条 丙は、個人情報を本業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第7条 丙は、甲及び乙の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、本業務の遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第8条 丙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第5条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 丙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲及び乙に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲及び乙は、丙に事前に通知の上、丙の事業所に立ち入り、丙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前3項に関して甲及び乙が別途に管理方法を指示するときは、丙は、これに従わなければならない。

5 丙は、本業務に関して保管する個人情報（甲及び乙から預託を受け、あるいは丙自ら収集したものを含む。）について甲及び乙から開示若しくは提供を求められ、訂正、追加若しくは削除を求められ、又は本業務への利用の停止を求められた場合、直ちにかつ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第9条 丙は、甲及び乙から要請があったとき、又は本業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写又は複製したものを含む。）を直ちに甲及び乙に返還し、又は引き渡すとともに、丙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲及び乙に報告しなければならない。ただし、甲及び乙から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 丙は、甲及び乙の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第10条 丙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲及び乙から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 丙は、前項の記録を本業務の終了後10年間保存しなければならない。

（再委託）

第11条 丙が甲及び乙の承諾を得て本業務を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、丙は、甲及び乙から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲及び乙に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再委託先の行為を丙の行為とみなし、丙は、本特則に基づき丙が負担する義務を免れない。

（事故）

第12条 丙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、丙は、直ちにその旨を甲及び乙に報告し、甲及び乙の指示に従って、当該事故の拡大防止、収拾及び解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲及び乙に提示しなければならない。

2 前項の事故が丙の本特則の違反に起因する場合において、甲及び乙が情報主体又は甲及び乙の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲及び乙は、丙に対し、その解決のため

に要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲及び乙の丙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

- 3 第1項の事故が丙の本特則の違反に起因する場合は、本契約の規定によって本契約が解除される場合を除き、丙は、前2項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲及び乙の別途の指示に従うものとする。